

発行日：2010年〇月

安全保障輸出管理の手引

〇〇大学産学連携本部

目次：

安全保障輸出管理の目的と手段	1
外国為替及び外国貿易法の目的と概要	1
安全保障輸出管理制度の仕組み	1
〇〇大学の安全保障輸出管理体制の概要	2
1. 体制整備の考え方	2
2. 体制の概要	2
技術の提供または貨物の輸出の時のチェックの仕方	3
1. リスト規制（該非判定）	3
①貨物の輸出の場合	4
②技術の提供の場合	5
2. 大量破壊兵器キャッチオール規制	6
①提供先がホワイト国か？	9
②提供先機関が外国ユーザーリストの掲載されているか？	9
③提供する貨物や技術が外国ユーザーリストに該当する分野であるか？	9
④提供する貨物や技術が大量破壊兵器の開発等に用いられる可能性があるか？	10
3. 通常兵器補完的輸出規制	12
①貨物や技術を提供する相手先が「国連武器禁輸国・地域」であるか？	12
②提供する貨物や技術が通常兵器の開発等に用いられる可能性があるか？	12
例外規定のチェック	14
1. 貨物の輸出の場合の主な例（関係法令：輸出令第4条）	14
2. 技術の提供の場合の主な例（関係法令：輸出外省令第9条）	15

安全保障輸出管理の目的と手段

先進国が持っている高度な機械や技術が、大量破壊兵器の開発などを行っている国やテロリストなどに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って輸出管理に取り組んでいます。

外国為替及び外国貿易法の目的と概要

我が国では、**外国為替及び外国貿易法**（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、安全保障輸出管理制度を形成しています。外為法の目的は、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することです。その目的の一つに安全保障輸出管理が位置付けられており、第25条及び第48条の規定により、大量破壊兵器の開発などのために利用・転用されるおそれのあるものとして政令で定められた技術と貨物について、「非居住者に対する技術の提供又は外国において技術の提供をすることを目的とする取引（役務取引）」と「貨物の輸出」を行う場合は経済産業大臣の許可を受けることとされています。

安全保障輸出管理制度の仕組み

法律		政令			
外国為替及び外国貿易法 (外為法)	貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1～15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 別表第1 16項	通常兵器 補完的輸出規制 16項
	技術 第25条	外国為替令 (外為令)	1～15項	別表 16項	16項
貨物 : 機械、部品、原材料など 技術 : 貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報		貨物・技術の 規制対象の 地域等	・武器 ・兵器の開発などに用いられるおそれの高いもの	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発などに用いられるおそれのある場合	リスト規制以外で、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合
ホワイト国 : 米、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している26か国 国連武器禁輸国 : 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等10か国			全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象 ※特定の要件についてはホワイト国を除く全地域向けが対象

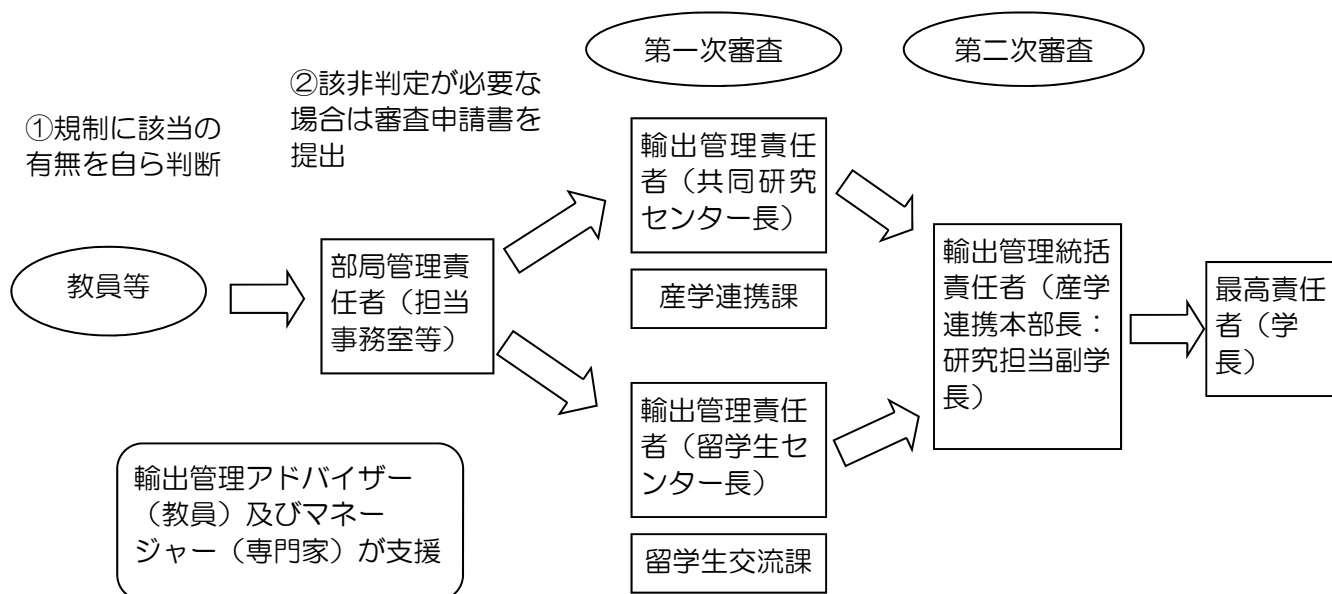
(出典) 経済産業省貿易管理部「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)改訂版」(平成22年2月)

〇〇大学の安全保障輸出管理体制の概要

1. 体制整備の考え方

- (1) 輸出管理統括責任者を産学連携を統括する本部（以下、「産学連携本部」という。）長（研究担当副学長）とし、同本部を輸出管理統括部署としました。
- (2) 輸出管理の対象となるのは、国際産学官連携や留学生等の受入に伴う技術の提供と貨物の輸出であることから、輸出管理統括責任者の下に2名の輸出管理責任者を置き、それぞれ共同研究センター長及び留学生センター長を充てるものとしました。
- (3) 輸出管理責任者の補助者として上記2つのセンター勤務の教員のうちから輸出管理アドバイザー2名を任命し、更に専門的知識を有する者を輸出管理マネージャーに任命するとともに、輸出管理に関する事務を産学連携課と留学生交流課が担当することとし、支援体制を整備しました。また、部局輸出管理責任者を置くこととし、各部局長を充て、各担当事務室等を部局輸出管理部署としました。
- (4) 技術提供等を行おうとする教員等は、本学の発行する手引書等に従い、外為法等の規制に該当するかどうかを判断する第一次の責任を負いますが、該当しないことが明らかな場合は、事前に書類の提出等を必要としないものとしました。
- (5) 技術の提供又は貨物の輸出が規制に該当するかどうか疑わしい場合は、教員等は審査申請書を作成の上、部局管理責任者を通じて、輸出管理責任者に提出するものとします。審査は、輸出管理責任者の行う第一次審査を経て、輸出管理統括責任者の行う第二次審査により最終的に確定するものとします。その結果、経済産業大臣の許可を必要とすると判断した場合は、輸出管理統括責任者が学長名により、必要な手続きを取ります。

2. 体制の概要



技術の提供または貨物の輸出の時のチェックの仕方

留学生を受け入れて技術を提供する場合や産学官連携で貨物を外国に輸出する場合などでは、それらの技術や貨物が外為法上の規制技術あるいは規制貨物となっていないか事前にチェックすることが必要です。

このチェックによって、規制に該当すると判明した場合であっても、ただちにそれらの技術や貨物が提供できなくなるというわけではなく、事前に経済産業大臣の許可が必要であるということになります。

規制対象となる技術や貨物のチェックは、提供する技術・貨物の①仕様、②相手先、③用途の3つの観点から行います。

また、これらのチェックは大きく分けて、①リスト規制、②大量破壊兵器キャッチオール規制、③通常兵器補完的輸出規制といった規制に分けることができます。ただし、経済産業省から随時告示や通知が出たり、変更されたりしていますので、最新の情報に注意を払う必要があります。

1. リスト規制（該非判定）

安全保障輸出管理の観点から規制すべき対象として国際的に合意されている、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項及び外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項、いわゆる「リスト」に明示されている貨物を輸出する場合又は技術を非居住者や外国において提供する場合には、あらかじめ経済産業大臣の許可を取得することが義務付けられています。リストには、兵器そのものやこれらに関する技術も掲載されていますが、その多くが軍用品に転用可能な民生品とこれらに関する技術です。したがって、研究テーマが軍事技術と密接に関係していなくても、いずれかの項番に該当する可能性があります（外為法第25条、第48条）。

（リスト規制対象の貨物・技術）

以下の表（輸出令別表第1の1の項から15の項）にあてはまる技術・貨物については、さらにその仕様を確認しなければならない場合があります。それは、輸出令別表第1に、「次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」とある場合があるからです。この「経済産業省令で定める仕様」は「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）」を指しますが、簡単な確認の仕方は、経済産業省安全保障貿易管理HP（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html>）に掲載されている「貨物のマトリクス表・（Excel）/技術のマトリクス表・（Excel）」の表に従って検討するのが便利です。

輸出令別表第1の1の項から15の項（簡略表記）平成22年10月1日現在

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1 (1)	超音波探傷機	2 (1)	超音波探傷機	3 (1)	超音波探傷機	4 (1)	超音波探傷機
2 (2)	超音波探傷機	3 (2)	超音波探傷機	4 (2)	超音波探傷機	5 (2)	超音波探傷機
3 (3)	超音波探傷機	4 (3)	超音波探傷機	5 (3)	超音波探傷機	6 (3)	超音波探傷機
4 (4)	超音波探傷機	5 (4)	超音波探傷機	6 (4)	超音波探傷機	7 (4)	超音波探傷機
5 (5)	超音波探傷機	6 (5)	超音波探傷機	7 (5)	超音波探傷機	8 (5)	超音波探傷機
6 (6)	超音波探傷機	7 (6)	超音波探傷機	8 (6)	超音波探傷機	9 (6)	超音波探傷機
7 (7)	超音波探傷機	8 (7)	超音波探傷機	9 (7)	超音波探傷機	10 (7)	超音波探傷機
8 (8)	超音波探傷機	9 (8)	超音波探傷機	10 (8)	超音波探傷機	11 (8)	超音波探傷機
9 (9)	超音波探傷機	10 (9)	超音波探傷機	11 (9)	超音波探傷機	12 (9)	超音波探傷機
10 (10)	超音波探傷機	11 (10)	超音波探傷機	12 (10)	超音波探傷機	13 (10)	超音波探傷機
11 (11)	超音波探傷機	12 (11)	超音波探傷機	13 (11)	超音波探傷機	14 (11)	超音波探傷機
12 (12)	超音波探傷機	13 (12)	超音波探傷機	14 (12)	超音波探傷機	15 (12)	超音波探傷機
13 (13)	超音波探傷機	14 (13)	超音波探傷機	15 (13)	超音波探傷機		
14 (14)	超音波探傷機	15 (14)	超音波探傷機				
15 (15)	超音波探傷機						

【リスト規制のチェックの事例】

政令、省令、通達をまとめて一覧できるように掲載したものが経済産業省の作成した「貨物のマトリクス表」、「技術のマトリクス表」(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html) になりますので、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術の判定を行う際に参照してください。判定の結果、規制対象品目に該当し、かつ許可が不要となる特例(本誌p.14~15参照)に該当しない場合は、経済産業大臣の許可を受けることが必要となります。

①貨物の輸出の場合

(例)

輸出令別表第1の6項7号の場合

○輸出令別表1の6中欄：次に掲げる貨物(2の項の中欄に掲げるものを除く。)であって、経済産業省令で定める仕様のもの

輸出令別表第1の6項：材料加工
(7) ロボット等



貨物のマトリクス表

輸出令第6項		貨物等省令第5条	
項番	項目	項番	項目
輸出令第6項(7)	ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置	貨物等省令第5条第9号	ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター
輸出令第6項(7)1	実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの		イ プログラム又はプログラムの数値データを作成又は書き換えるために、即時に完全三次元の画像処理又は完全三次元の情景解析ができるもの
輸出令第6項(7)2	防爆構造のもの		ロ 日本工業規格C60079—0号で定める防爆構造のもの(塗装用ものを除く。)
輸出令第6項(7)3	放射線による影響を防止するように設計したもの		ハ 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの
輸出令第6項(7)4	高い高度で使用するすることができるように設計したもの		ニ 30,000メートルを超える高度で使用するように設計したもの

上記下線部「経済産業省令で定める仕様」は貨物等省令を意味します。

例えば、「ロボット」であつて、「防爆構造のもの」であつた場合、「貨物等省令」第5条9号にある仕様にあてはまるかどうかを確認します。

ロボット関係では、輸出令別表第1の「6. 材料加工の(7) ロボット等」以外にも、「2. 原子力の(15) ロボット等」、「14. その他の(7) ロボット・制御装置等」、「12. 海洋関連の(5) 水中ロボット」などがありますので、同様にチェックが必要です。

②技術の提供の場合

(例)

外為令別表第1の6項の場合（輸出令別表第1の6項7号の「ロボット等」に関わる技術をチェックする場合）

外為令別表第1の6項：材料加工



技術のマトリクス表

外為令第6項		貨物等省令第18条	
項番	項目	項番	項目
外為令第6項(1)	輸出令別表第1の6の項の中欄に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの	貨物等省令第18条	外為令別表の6の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。
		1項	第5条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号若しくは次のいずれかに該当するもの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)
		1項第一号	イ 旋削をすることができる工作機械であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上のもののうち、国際規格ISO230/2(1997)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が0.0036ミリメートル以下のもの
			ロ フライス削り又は中ぐりをすることができる工作機械であつて、次のいずれかに該当するもの
			(一) 輪郭制御をすることができる直線軸の数が3つで、かつ、輪郭制御をすることができる回転軸の数が1のものであつて、国際規格ISO230/2(1997)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が0.0036ミリメートル以下のもの
			(二) 輪郭制御をすることができる軸数が5以上のものであつて、国際規格ISO230/2(1997)で定める測定方法により測定したときの直線軸の位置決め精度が0.0036ミリメートル以下のもの
			前号に掲げるもののほか、第5条に該当する貨物の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)
外為令第6項(2)	輸出令別表第1の6の項の中欄に掲げる貨物の使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(2の項の中欄に掲げるものを除く。)	貨物等省令第18条	外為令別表の6の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第5条に該当するものを使用するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)とする。
		1項第二号	第一号イ若しくはロ、第5条第二号ロ(三)若しくは二、第三号、第五号に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)
		1項第三号	前号に掲げるもののほか、第5条に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)
		1項第四号	前号に掲げるもののほか、第5条に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)

※特に、ロボット関連では、貨物等省令第18条1項2号の記載により、第5条9号の以下の記載が関係してきます。

- 九 ロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその制御装置若しくはエンドエフェクター
- イ プログラム又はプログラムの数値データを作成又は書き換えるために、即時に完全三次元の画像処理又は完全三次元の情景解析ができるもの
- ロ 日本工業規格C六〇〇七九一〇号で定める防爆構造のもの（塗装用のものを除く。）
- ハ 全吸収線量がシリコン換算で五、〇〇〇グレイを超える放射線照射に耐えることができるように設計したもの
- ニ 三〇、〇〇〇メートルを超える高度で使用するように設計したもの

「①貨物の輸出の場合」と同様に、「経済産業省令で定める仕様」である「貨物等省令」をチェックし、リスト規制に該当するかどうか判断します。

ロボット関係の貨物を輸出する場合と同様、輸出令別表第1の他の項に該当しないかどうか合わせてチェックする必要があります。



・以上、「リスト規制」に該当する技術や貨物であれば、提供時に経済産業大臣の許可が必要になりますので、「技術の提供等審査申請書」を提出してください。

・「リスト規制」に該当する技術や貨物でない場合は次の2の①に進んでください。

【リスト規制チェック後の具体的な相手先及び用途のチェック方法】

2. 大量破壊兵器キャッチオール規制

「1. リスト規制」、すなわち、輸出令別表第1の1の項から15の項に該当しない場合でも、相手先の目的、取引先の情報などから判断して、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が核兵器等（※1）の開発等（※2）のために使用されるおそれがある場合は、経済産業大臣の許可が必要となります。これが「大量破壊兵器キャッチオール規制」に該当するかどうかという判定です。経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合や、相手先（非居住者への提供の場合はその者の住所又は居所）が輸出管理を厳格に実施している26か国（ホワイト国（※3））を除く地域であって、食料品や木材などを除くほぼすべての貨物（**輸出令別表第1の16の項**（※4（次頁参照）））を輸出し、又はそれらに関連する技術（**外為令別表の16の項**（※5（次頁参照）））を提供しようとする場合に規制対象となります（貨物については輸出令第4条第1項第3号及び第4号、技術については貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）第9条第2項第7号及び第8号。）。

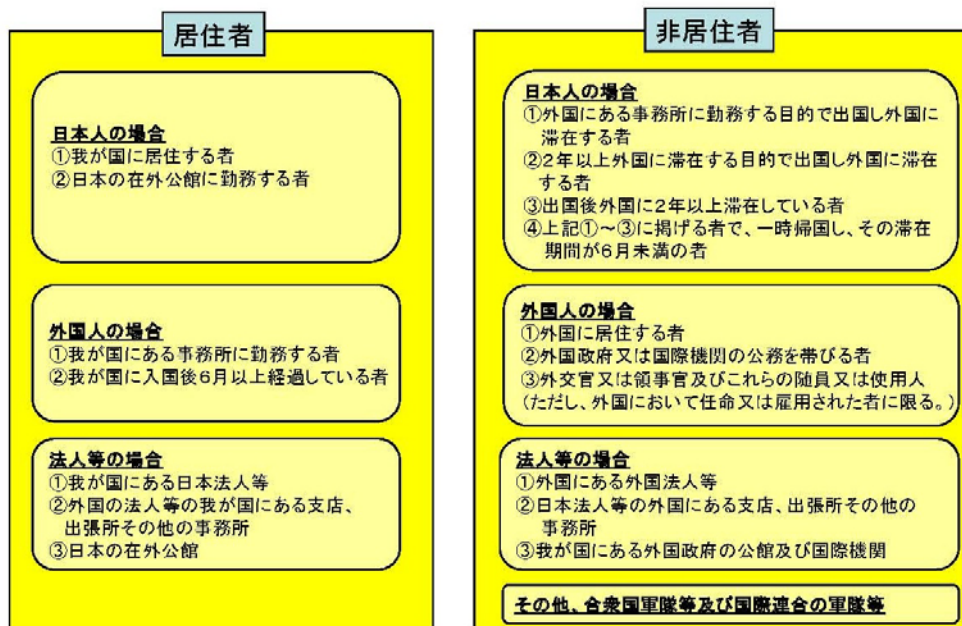
※1 核兵器等：核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程若しくは航続距離が300km以上のもの。

※2 開発等：開発、製造、使用又は貯蔵。

※3 ホワイト国：輸出令別表第3に掲げる地域。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スเปน

ポイント～居住者及び非居住者の判定～

「居住者」とは、基本的には日本に居住する日本人であり、「非居住者」とは、外国に居住する外国人や、外国籍の者で入国後6か月未満の者、日本国籍の者であっても外国に在る事務所に勤務する者や2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者などです（下図を参照）。居住性の判断については、「外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）」において定められています。（<http://www.mof.go.jp/hourei/tsuutatsu/TU-19801129-4672-15.pdf>）



（出典）経済産業省貿易管理部「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）改訂版」（平成22年2月）

※4 輸出令別表第1の16の項

(一) 次に掲げる貨物(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	
1	ニッケル合金又はチタン合金
2	作動油として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの
3	有機繊維、炭素繊維又は無機繊維
4	軸受又はその部分品
5	工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその部分品
	イ 数値制御を行うことができる工作機械
	ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。)
ハ	測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。)
6	二次セル
7	波形記憶装置
8	電子部品実装ロボット
9	電子計算機又はその部分品
10	伝送通信装置又はその部分品
11	フェーズドアレーアンテナ
12	通信妨害装置又はその部分品
13	電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置
14	光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置
15	センサー用の光ファイバー
16	レーザー発振器又はその部分品
17	磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計又はこれらの部分品
18	重力計
19	レーダー又はその部分品
20	加速度計又はその部分品
21	ジャイロスコープ又はその部分品
22	慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品
23	ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計
24	水中用のカメラ又はその附属装置
25	大気から遮断された状態で使用することができる動力装置
26	開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品
27	ガスタービンエンジン又はその部分品
28	ロケット推進装置又はその部分品
29	27若しくは28に掲げるものの製造用の装置又はその部分品
30	航空機又はその部分品
31	ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることができる振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品
32	フラッシュ放電型のエックス線装置
(二) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物((一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)(※6(次頁参照))	

注) 上記(一)における「経済産業省令で定める仕様のもの」は、「貨物等省令」の第14条の2に記載がある。

※5 外為令別表の16の項

(一) 輸出貿易管理令別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)
(二) 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((一)及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。)

注) 上記(一)における「経済産業省令で定めるもの」は、「貨物等省令」の第28条に「第十四条の二に規定する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術とする。」とある。また、上記(二)における「経済産業省令で定めるもの」とは、「関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に専ら係る技術とする。」(貨物等省令第28条第2項)

※6 輸出令別表第1の16の項(二)

輸出令別表第1の16の項(二)では、関税定率法別表第2のうち指定されたものが規制の対象になる旨記載されています。具体的には以下のものについて、相手先や用途に懸念がないかどうかの確認をする必要があるということです。

「部」による品目分類	「類」による品目分類	「部」による品目分類	「類」による品目分類			
第5部 鉱物性生産品	第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石炭及びセメント	第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			
	第26類 鉱石、スラグ及び灰					
第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	第15部 卑金属及びその製品	第72類 鉄鋼 第73類 鉄鋼製品 第74類 銅及びその製品 第75類 ニッケル及びその製品 第76類 アルミニウム及びその製品 第78類 鉛及びその製品 第79類 亜鉛及びその製品 第80類 すず及びその製品 第81類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 第82類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品 第83類 各種の卑金属製品			
	第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物					
	第29類 有機化学品					
	第30類 医療用品					
	第31類 肥料					
	第32類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテ、その他のマッシュ並びにインキ					
	第33類 精油、レジンoid、調整香料及び化粧品類					
	第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調整潤滑剤、人造ろう、調整ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用調製品					
	第35類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素					
	第36類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料					
	第37類 写真用又は映画用の材料					
	第38類 各種の化学工業生産品					
	第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品			第39類 プラスチック及びその製品	第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品	第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品 第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
				第40類 ゴム及びその製品		
第11部 紡織用繊維及びその製品	第39類 プラスチック及びその製品	第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	第86類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものを含む。) 第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 第88類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品 第89類 船舶及び浮き構造物			
	第40類 ゴム及びその製品					
	第54類 人造繊維の長繊維及びその織物					
	第55類 人造繊維の短繊維及びその織物					
	第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品					
	第57類 じゆたんその他の紡織用繊維の床用敷物					
	第58類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布					
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品						
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	第60類 各種の化学工業生産品	第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び付属品	第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品 第91類 時計及びその部分品 第92類 楽器並びにその部分品及び附属品			
	第61類 各種の化学工業生産品					
	第62類 各種の化学工業生産品					
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	第63類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ	第19部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	第93類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品			
	第64類 各種の化学工業生産品					
	第65類 各種の化学工業生産品					
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	第66類 各種の化学工業生産品	第20部 雑品	第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品			
	第67類 各種の化学工業生産品					
	第68類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品					
第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	第69類 陶磁製品					
	第70類 ガラス及びその製品					

①提供先がホワイト国か？

貨物や技術の提供先がホワイト国（※1）かどうか確認してください。

※1 ホワイト国：輸出令別表第3に掲げる地域。具体的には、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国。



・貨物や技術の提供先がホワイト国なら、輸出許可申請は不要です。ここでチェックは終わりです。

・提供先がホワイト国以外の場合は次の②に進んでください。

②提供先機関が外国ユーザーリストに掲載されているか？

貨物や技術の提供の相手先又は相手先の所属機関が、経済産業省により大量破壊兵器等の開発等に関する懸念がある企業・機関として公表・提供された外国ユーザーリスト（※1）に掲載されているかどうか確認してください。

※1 外国ユーザーリストに掲載されている企業等が属している国・地域は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、パキスタン、アフガニスタンの9カ国・地域。（外国ユーザーリストは、少なくとも年1回の改訂が行われており、随時最新情報を取得することが必要です。→<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law05.html#gaikokuuserlist>）

◎参考：「外国ユーザーリスト」は、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第2号及び第3号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等（平成13年経済産業省告示第760号、最終改正平成20年経済産業省告示第188号）」第2号に規定する「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に該当するもの。（平成22・05・18貿局第1号）



・貨物や技術の提供先が外国ユーザーリストに掲載されている国・地域以外の場合は④に進んでください。

・提供先が外国ユーザーリストに掲載されている国・地域の場合は次の③に進んでください。

③提供する貨物や技術が外国ユーザーリストに該当する分野であるか？

貨物や技術の提供先が外国ユーザーリストに掲載されている国・地域の場合は、外国ユーザーリストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と一致しないか確認してください。



・提供する貨物や技術が外国ユーザーリストに該当する分野の場合は提供時に経済産業大臣の許可が必要になりますので、「取引審査申請書」を提出してください。（確認の際の判定資料として、次頁の「※1 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」を参照すること。）

・提供する貨物や技術が外国ユーザーリストに該当する分野でなければ④に進んでください。

④提供する貨物や技術が大量破壊兵器の開発等に用いられる可能性があるか？

提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられる可能性があるかどうか、次のア～ウをチェックしてください。

ア. 提供する貨物や技術が核兵器等の開発等のために用いられるおそれの強い貨物例の中に入っているか？

提供する貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例40品目（※1）（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成17・03・30貿局第7号、最終改正平成21・10・27貿局第1号））と一致しないか確認してください。（関係法令：輸出令第4条第1項第三号イ及びロ又は第四号イ及びロ、貿易外省令第9条第2項第七号イ及びロ又は第八号イ及びロ）

※1 大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

	品目	懸念される用途
1	リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2	炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3	チタン合金	核兵器、ミサイル
4	マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5	口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6	しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7	数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8	アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9	フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10	周波数変換器	核兵器
11	質量分析計又はイオン源	核兵器
12	振動試験装置	核兵器、ミサイル
13	遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14	耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15	大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16	高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17	電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18	大型発電機	核兵器
19	大型の真空ポンプ	核兵器
20	耐放射線ロボット	核兵器
21	TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22	放射線測定器	核兵器
23	微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24	カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25	プリプレグ製造装置	ミサイル
26	人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27	ジャイロスコープ	ミサイル
28	ロータリーエンコーダ	ミサイル
29	大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30	クレーン車	ミサイル
31	密閉式の発酵槽	生物兵器
32	遠心分離器	生物兵器
33	凍結乾燥機	生物兵器
34	耐食性の反応器	化学兵器
35	耐食性のかくはん機	化学兵器
36	耐食性の熱交換器又は凝縮器	化学兵器
37	耐食性の蒸留塔又は吸収塔	化学兵器
38	耐食性の充てん用の機械	化学兵器
39	噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40	UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

イ. 提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるか？

提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等（※1）の用途に用いられることを知っているか又は、その用途に用いられることが取引に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか確認してください。また、輸入者から連絡を受けているかも確認してください。（関連法令：輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合（平成13年経済産業省告示第759号、最終改正平成21年経済産業省告示第304号））

※1 大量破壊兵器等の開発等

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵
	②核融合に関する研究
	③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵
	④重水の製造
	⑤核燃料物質の加工
	⑥核燃料物質の再処理
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの
	a 化学物質の開発若しくは製造
	b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵
	c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵
d 宇宙に関する研究	

ウ. 提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが「明らか」か？

提供する貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが「明らか」（※1）と判断できるかどうか確認してください。（関連法令等：輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン（輸出注意事項15第18号・平成15・04・01貿局第1号、最終改正輸出注意事項22第28号・平成22・07・22貿局第4号）

※1 「明らか」ガイドラインのチェック

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。
	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。
貨物等の設置場所等の 態様・据付等の条件	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。
貨物等の関連設備・装置 等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。
	⑦異常に大量のスベアパーツ等の要求がない。
	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。
表示、船積み、 輸送ルート、梱包等 における態様	⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。
	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。
	⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。
貨物等の支払対価等・保 証等の条件	⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。
	⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。
据付等の辞退や秘密保 持等の態様	⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。
	⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。
外国ユーザーリスト掲載 企業・組織	⑯外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種類（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種類（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」（平成15・04・01貿局第1号、最終改正平成21・10・27貿局第1号）等を参照のこと）が一致しない。（③と④のア、イの再チェック）
その他	⑰その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。



・上記ア～ウまで1つでもクリアできていない場合は提供時に経済産業大臣の許可が必要になりますので、「取引審査申請書」を提出してください。（ただし、ウについては、取引の形態からみて当てはまらない場合を除く。

・上記ア～ウまですべてクリアしている場合は次の3の①に進んでください。

3. 通常兵器補完的輸出規制

リスト規制には該当しない場合であっても、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が通常兵器（※1）の開発等（※2）のために用いられるおそれがある場合は、経済産業大臣の許可が必要となる規制です。これが「通常兵器補完的輸出規制」に該当するかどうかという判定です。経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合や、提供先（非居住者への提供の場合はその者の住所又は居所）が国連武器禁輸国・地域である10か国・地域（※3）である場合は食品や木材などを除くほぼすべての貨物、それらに関連する技術を提供しようとする場合に確認する必要があります。ただし、相手先が非ホワイト国である国連武器禁輸国・地域でない場合は、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物（輸出令別表第1の16の項（1））又はそれらに関連する技術（外為令別表の16の（1））に限り規制対象となります。（関係法令：貨物については輸出令第4条第1項第3号及び第4号、技術については貿易外省令第9条第2項第7号及び第8号）

※1 通常兵器：輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物から核兵器等を除いたもの。

※2 開発等：開発、製造又は使用。

※3 国連武器禁輸国・地域：輸出令別表第3の2に掲げる地域。具体的には、アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン。

①貨物や技術を提供する相手先が「国連武器禁輸国・地域」であるか？

取引の相手方は国連武器禁輸国・地域（※1）かどうか確認してください。（関連法令：輸出令別表第3の2）

※1 アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン



・貨物や技術の提供先が国連武器禁輸国・地域以外なら、輸出許可申請は不要です。ここでチェックは終わりです。

・貨物や技術の提供先が国連武器禁輸国・地域の場合は次の②に進んでください。

②提供する貨物や技術が通常兵器の開発等に用いられる可能性があるか？

提供する貨物や技術が通常兵器（輸出令別表第1の1の項の中欄（※1）に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く））の開発、製造又は使用に用いられることが、貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されていますか。また、輸入者から連絡を受けましたか。確認してください。ただし、次の用途要件の除外（※2）に当てはまる場合は該当しません。（関係法令等：輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号、最終改正平成21年経済産業省告示第308号））

※1 輸出令別表第1の1の項の中欄

(一) 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
(二) 爆発物（銃砲弾を除く。）若しくはこれを投下し、若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品
(三) 火薬類（爆発物を除く。）又は軍用燃料
(四) 火薬又は爆薬の安定剤
(五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品
(六) 運動エネルギー兵器（銃砲を除く。）若しくはその発射体又はこれらの部分品
(七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品
(八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附属品又はこれらの部分品
(九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品
(十) 防潜網若しくは魚雷防潜網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電らん
(十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品
(十二) 軍用探照灯又はその制御装置
(十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品
(十三の二) 軍用の細菌製剤、化学製剤又は放射性製剤の浄化のために特に配合した化学物質の混合物
(十四) 軍用の化学製剤の探知若しくは識別のための生体高分子若しくはその製造に用いる細胞株又は軍用の化学製剤の浄化若しくは分解のための生体触媒若しくはその製造に必要な遺伝情報を含んでいるベクター、ウイルス若しくは細胞株
(十五) 軍用火薬類の製造設備若しくは試験装置又はこれらの部分品
(十六) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品

※2 用途要件の除外

(1)当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表(※下記参照)に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 * http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/law_document/kokuji/k02chukai/k02chukai_kakuheikikaihatsu.pdf
(2)日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(3)自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(4)自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(5)自衛隊法自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(6)国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(7)国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(8)海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(9)テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
(10)イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するための貨物又は役務の輸出又は提供を行う。

※3 別表(用途要件の除外)

1. 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
①空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
②救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
2. 産業用の発破器
3. 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品



- 提供する貨物や技術が通常兵器の開発、製造、使用に用いられる可能性がない場合は、輸出許可申請は不要です。ここでチェックは終わりです。
- 提供する貨物や技術が通常兵器の開発、製造、使用に用いられる可能性がある場合は、提供時に経済産業大臣の許可が必要になりますので、「取引審査申請書」を提出してください。

これでチェックは終わりです。

(重要)

法令や通知が刻々と変更されていますので、常に経済産業省のホームページで新しい情報を確認しながらチェックしてください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html>

例外規定のチェック

安全保障輸出管理の観点から、特に支障がないと認められるために経済産業大臣の許可を要しない貨物や技術の提供があります。以下の代表的なものを記載しますので、判定前に確認しておく便利です。

1. 貨物の輸出の場合の主な例（関係法令：輸出令第4条）

ア. **少額特例**：適用対象の貨物については、以下の条件により総額が指定された金額の範囲内であれば、輸出許可は不要となります（第1項第5号）。

- a. 総額は船積み回数にかかわらず、契約書記載のリスト規制対象貨物の該当項番ごとの総額
- b. 無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
- c. 外貨建ての場合、経済産業省が公表する換算レート

なお、懸念3か国（北朝鮮、イラン及びイラク）向けの輸出には、少額特例は適用されません。また、ホワイト国向け以外の輸出には、用途及び相手先の確認の段階で「おそれ有り」と確認された場合や、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合、少額特例は適用されません。

提供する貨物の区分と少額特例適用額

貨物区分	少額特例・適用額
①輸出令別表第1の1の項～4の項	適用対象外
②輸出令別表第1の5の項～13の項のうち、下記③以外	100万円以下
③輸出令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物	5万円以下
④輸出令別表第1の14の項	適用対象外
⑤輸出令別表第1の15の項	5万円以下
⑥輸出令別表第1の16の項	適用対象外

イ. **暗号特例**：輸出令別表第1の「8の項（コンピュータ）」、又は「9の項（通信関連）」の一部であって、次の3項目のすべてに該当する場合には輸出許可は不要となります（第1項第6号）。
（関係法令等：平成12年通商産業省告示第923号、最終改正平成19年経済産業省告示第397号）

- a. 購入に関して何らの制限を受けず、誰でも簡単に店頭や通信販売・インターネット販売などで、販売店の在庫から入手できるもの（いわゆるマスマーケット品）
- b. 暗号機能が使用者によって変更できないもの
- c. 使用に際して、メーカーや販売店の技術支援が不要のように設計されているもの

なお、ホワイト国向け以外の輸出には、用途及び相手先の確認の段階で「おそれ有り」と確認された場合や、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合、暗号特例は適用されません。

ウ. その他

我が国で開催された博覧会などに外国から出品された貨物であって、当該博覧会など終了後返送されるものなど、いくつか許可を要しないものがあります。詳細については、輸出令第4条や、輸出貿易管理令第4条第1項第2号のホ及びハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年通商産業省告示第746号、最終改正平成22年経済産業省告示第45号。）などの法令等を、経済産業省の安全保障貿易管理ホームページなどで確認してください。なお、例外規定の適用に関して少しでも疑問がある場合には経済産業省などの窓口に相談するようにしてください。

2. 技術の提供の場合の主な例（関係法令：貿易外省令第9条）

ア. **公知の技術**（※1）を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの（第2項第9号）

- a. 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイルなどにより、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- b. 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録など不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- c. 工場の見学コース、講演会、展示会などにおいて不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- d. ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- e. 学会発表用の原稿又は展示会などでの配布資料の送付、雑誌への投稿など、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

※1 貿易外省令第9条第2項第9号でいう「公知の技術」とは、「不特定多数の者に公開されている技術又は不特定多数の者が入手可能な技術」と規定されています。これは安全保障輸出管理の観点から定義しているものであり、守秘義務の有無にかかわらず、特定少数の者しか知り得ない場合は「公知である」と判断されません。なお、例えば特許法では、社会に対する技術の新規性の観点から「公知」について規定しており、特定少数の者しか知り得ない場合でも、その者に守秘義務が無ければ「公知である」と判断されることとなります。

イ. **基礎科学分野の研究活動**において技術を提供する取引（第2項第10号）

ここでいう「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」（外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4・12・21 4貿局第492号、最終改正輸出注意事項22第26号・平成22・07・07貿局第3号）をいいます。産学連携に係る共同研究などでは、研究が特定の製品への応用を目的としているケースもあり、この例外に該当しない場合があることに注意してください。

ウ. **工業所有権の出願又は登録**を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引（第2項第11号）

エ. **貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術**であって必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引（第2項第12号）

オ. **プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術**であって、インストールや修理などのための必要最小限のもの取引（第2項第13号）

ただし、提供の結果、プログラムの機能、特性が当初提供したものよりも向上する修理などに係る技術は除かれます。

カ. コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る**市販のプログラム**に関する取引（第2項第14号）

キ. あらかじめ利用者を特定した上で外為法第25条第1項の許可を取得した者から**技術の提供を受けた者が行う、利用者に対する対外取引**（第2項第4号）

ク. 以上のような取引（具体的には貿易外省令第9条第2項各号）に伴って行われる**技術の持ち出し**（第1項第1号）

ケ. 外為法第25条第1項の許可を取得した者から**技術の提供を受けた者が行う、対外取引に伴って行われる技術の持ち出し**（第1項第2号）

〒〇〇

〇〇〇〇

〇〇大学産学連携本部

電話 **00(5555)5555**

FAX **00(5555)5555**

Email: someone@example.com

経済産業省安全保障貿易管理のホームページもご覧ください
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/index.html>